宮古市復興推進計画

平成２５年２月７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岩手県宮古市

１．計画の区域

　　宮古市全域

２．計画の目標

　　平成23年3月11日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、想定外の大津波の襲来により、我が国の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらし、当市においても、死者・行方不明者を合わせた人的被害は517人、産業・公共施設被害額が約2,456億円に上り、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような状況下において、本市としては、住民が安心して生活できる環境を整備するとともに、活力ある産業の再生に向け、新規投資の促進・雇用の創出を推進し、本市における中核的産業を担う企業の体力強化の支援を進める。

３．計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市経済の活力再生のために中核的な役割を果たす鉱業、採石業、砂利採取業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進する。

４．計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

1. 事業の内容

本市に立地する陸中建設株式会社が、崎山地区において、採石プラント増設に伴う設備機器を増強するために必要な資金を貸し付ける事業

1. 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、津波被害を受け、高台移転による住宅地の確保、防潮堤の建設、更には、基幹産業である水産加工施設の復旧等、早期に住環境及び産業基盤を整備する取組を進めている。このような背景から、これらの環境整備に必要不可欠な建設用骨材を供給する鉱業、採石業、砂利採取業は、本市の復興に向けた取組において中核的なものである。その中でも、今回、対象とする事業は、その鉱業、採石業、砂利採取業の従業者数の約42.6％を占める中核的な企業が実施するものである。また、投資の規模としても、本市の鉱業、採石業、砂利採取業の設備投資平均額と同等以上である。したがって、地域の鉱業、採石業、砂利採取業の生産能力増強のための核となる採石プラント増設に伴う設備機器の増強をおこなうことは、目標に掲げた「住民が安心して生活できる環境を整備するとともに、活力ある産業の再生に向け、新規投資の促進・雇用の創出を推進し、本市における中核的産業を担う企業の体力強化の支援」の中核となる事業である。

1. 施行規則第２条に規定する該当事業

施行規則第２条第６号

1. 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社　東北銀行

1. 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（３億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第４４条の規定に基づく措置）

５．当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、宮古・下閉伊地域の路盤材や海の捨石、住宅等の基礎材、アスファルト用の骨材等の供給の安定が図られ、国・県をはじめ市や建設業者との取引が円滑かつ迅速に行われるため、その集積効果により同地域の採石等の生産拠点としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用の創出が生まれる。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

６．その他

本計画の策定に際し、法第４条第３項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本市、株式会社東北銀行、陸中建設株式会社を構成員とする宮古市復興推進協議会（地域協議会）において、法第４条第６項の規定に基づく協議を行った。